

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）
代表取締役社長 山村 雅之
西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）
代表取締役社長 村尾 和俊
（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2. 申請年月日

平成26年1月21日（火）申請（以下「当初申請」という。）
平成26年4月4日（金）補正申請

3. 実施予定期日

認可後、平成26年4月1日（火）に遡及して適用。

4. 概要

実績原価方式を適用する平成26年度の接続料及び手数料等の改定等を行うもの。
なお、本件については、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日付け）を踏まえた総務省からの要請を受けて、NTT東西より、接続料を再算定した補正申請が行われている。

（参考）情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日付け情郵審第20号）（抜粋）

復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる。

II 主な変更内容

接続料

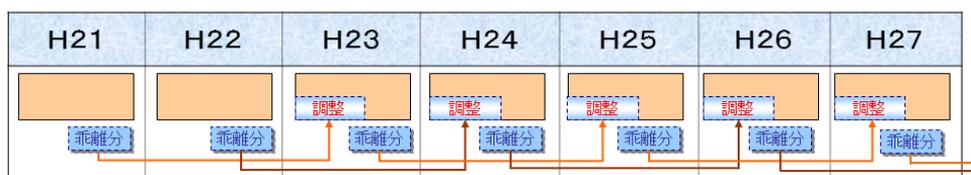
1. 概要

(1) 全体の傾向

実績原価方式を適用する平成26年度の接続料(※)については、一部のIP系設備に係る接続料を除き、レガシー系設備に係る接続料は需要の減により値上がり傾向が継続している。「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」という。)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線における施設保全費等の配賦方法の見直しが行われた影響で、ドライカップ等メタル回線に係る接続料については、低減しているものの、後述する加入光ファイバの接続料の上昇を抑制するための激変緩和措置により、前年度に比べ微減となっている。

※ 平成26年度の接続料の算定に当たっては、平成24年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成26年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

【参考】調整額のイメージ



(2) 平成24年度に計上された災害特別損失の扱い(NTT東日本のみ※)

本件申請においては、平成26年度接続料の算定に当たり、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成24年度に計上された災害特別損失(※1、2)のうち被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、昨年度と同様、当該災害特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。なお、NTT東西の原価を合算して接続料を算定している機能(一般番号ポータビリティ実現機能等)があることからNTT東日本だけではなくNTT西日本からも同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※2 NTT東日本が平成24年度に計上した東日本大震災に起因する災害特別損失:78億円

※3 第一種指定設備管理部門の費用として計上した災害特別損失:65億円

2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカップ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

ドライカップの接続料について、平成26年度の接続料改定に際して、次の(1)～(3)の措置が行われている。

なお、接続料原価のうち、利益対応税については、復興特別法人税の課税期間が1年前倒

しされ、平成25年度に終了する前提で再算定されている。

(1)メタル検討会の提言を踏まえた施設保全費等の配賦方法の見直し

加入電話やDSLの契約者数の減少によりメタル回線の需要が減少し、レガシー系サービスの接続料が上昇する懸念がある一方、DSLサービスについては、FTTHサービスの未提供地域では固定ブロードバンドサービスとして唯一の選択肢となっている場合もあることを背景として、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日）では、「メタル回線の接続料算定の在り方について、…、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当」とされた。

総務省では、この答申を踏まえ、平成24年11月から平成25年5月にメタル検討会を開催し、メタル回線の接続料算定の在り方について、更なる適正化及び予見可能性の向上に向け、コストの検証等を実施した。

その結果、メタル検討会の報告書では、電柱・土木設備に係る施設保全費等をメタル回線に係る接続料原価と光ファイバ回線に係る接続料原価に配賦する方法について、平成24年度接続会計において、メタル回線の利用者と光ファイバ回線の利用者の多寡に応じて適切に配賦されるよう、契約者数を基準とする方法に見直すことが適当と提言された。

この報告書を踏まえNTT東西における接続会計が見直された結果、ドライカップの接続料は前年に比べ、低減することが見込まれたところ（NTT東日本：1,357円⇒1,283円（▲74円）、NTT西日本：1,391円⇒1,330円（▲61円））。

(2)施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和

一方、メタル検討会の報告書では、施設保全費等の配賦方法見直しの実施は、メタル回線に係る接続料を低減させる効果がある一方で、加入光ファイバの接続料を大幅に上昇させる効果をもたらすことが想定されることから、配賦見直しの影響を受ける平成26年度及び平成27年度の接続料については、加入光ファイバ接続料が上昇する場合、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映するなど影響緩和措置を講ずることも併せて提言された。

加入光ファイバに係る接続料については、メタル検討会の報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、前年度より上昇することが見込まれる。このため、①加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除し、②控除された額と同額をドライカップ等の接続料原価に加算する激変緩和措置を講ずることとしている。なお、激変緩和措置を行うことについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

なお、補正申請においては、前年度と比較した加入光ファイバ接続料の上昇幅が当初申請よりも小幅になったため、激変緩和措置も小幅なものとなっている。

【参考】激変緩和措置によるドライカップ接続料への影響額

	NTT東日本	NTT西日本
ドライカップ（1回線あたり）	+45円 (+49円)	+39円 (+41円)

※ 括弧内は当初申請影響額

(3)平成23年度に計上された災害特別損失の扱い（NTT東日本のみ）

平成25年度の一般帯域透過端末回線伝送機能（ドライカップ）の接続料については、平

成25年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「情郵審答申」という。)において、「ドライカップ接続料に係る災害特別損失相当分については、その一部を平成26年度のドライカップ接続料原価に繰り延べて、平成25年度接続料の上昇を抑制することが適当」(※)との考え方が示された。このため、平成25年度のドライカップ接続料については、接続料原価に算入される災害特別損失について、平成25年度接続料と平成26年度接続料における災害特別損失の影響額が同程度となるよう、平成23年度に計上された災害特別損失の一部(30億円)を、平成26年度に繰り延べて算定された経緯がある。

本件申請においては、繰延べられた災害特別損失が平成26年度のドライカップ接続料原価に算入されている。

なお、繰延べられた平成23年度の災害特別損失を平成26年度のドライカップ接続料原価に算入するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

※ 情郵審答申において、「繰り延べ措置により回収が遅延される災害特別損失については、平成26年度接続料原価への算入に際し、他人資本利子率を用いた利息を加えることができることとするのが適当」との考え方が併せて示された。

■ 申請料金：一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)の接続料

	平成26年度適用接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1,269円	1,345円	1,273円	1,348円
災害特別損失	+14円	-	+14円	-
調整額	▲16円	▲15円	▲16円	▲14円
災害特別損失繰延	+16円	-	+16円	-
激変緩和措置を講じない場合の接続料 括弧内は前年度からの増減額	1,283円 (▲74円)	1,330円 (▲61円)	1,287円 (▲70円)	1,334円 (▲57円)
激変緩和の影響	+45円	+39円	+49円	+41円
適用接続料※3 括弧内は前年度からの増減率	1,328円 (▲2.1%)	1,369円 (▲1.6%)	1,336円 (▲1.5%)	1,375円 (▲1.2%)
前年度からの増減額	▲29円	▲22円	▲21円	▲16円

【参考】

配賦見直しがなかった場合の接続料算定単価(試算値※4)	1,341円	1,406円	1,345円	1,410円
配賦見直し影響額	▲72円	▲61円	▲72円	▲62円

※1 接続料算定単価は震災特損及び調整額を含まない ※2 回線管理運営費を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理
※4 配賦見直し後接続料単価をもとに試算

■ 申請料金：帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)

	平成26年度適用接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	87円	88円	87円	88円
災害特別損失(MDFに係るもの)	0円	-	0円	-
調整額	+7円	0円	+7円	0円
適用接続料※3 括弧内は前年度比	94円 (▲3.1%)	88円 (▲8.3%)	94円 (▲3.1%)	88円 (▲8.3%)
前年度からの増減額	▲3円	▲8円	▲3円	▲8円

※1 接続料算定単価は震災特損及び調整額を含まない ※2 回線管理運営費を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

3. 公衆電話機能の接続料

公衆電話接続機能の接続料については、平成26年度の接続料改定に際して、次の(1)、(2)の措置が行われている。

なお、接続料原価のうち、利益対応税については、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しされ、平成25年度に終了する前提で再算定されている。

(1)特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成24年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コスト(※2)を負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

① 特設公衆電話に係る費用の負担方法

平成25年度には、NTT東西利用部門と接続事業者との間の応分の負担を確保するため、特設公衆電話に係る端末回線コスト等(※3)を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で、当該機能の接続料が設定された(※4)。

一方、平成25年度接続料に係る認可に際して、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成25年3月29日情郵審19号)では、「特設公衆電話に係る費用をNTT東西と接続事業者とで負担することは合理性が認められるものの、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討・・・することが適当」とされた。

答申を踏まえ、NTT東西が関係事業者と協議を行った結果、当該措置に替わる方法として、加入者交換機(GC)接続料として負担する方法、事業者が電気通信番号数案分により負担する方法等複数案が示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達し、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するという事で全事業者の意見が合致した。なお、この検討の経緯及び結果については、平成25年10月31日に、NTT東西から総務省に報告があり、併せてウェブサイト上で公表されている。

このため、本件申請においても、平成25年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で当該機能の接続料が算定されている(※5)。

なお、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することにより、公衆電話の利用者料金が値上がりするのではないかと懸念については、当該算入を理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることが審議会答申の趣旨に反していると事業者間で理解されており、それを総務省や利用者が確認することができるよう、NTT東西から利用者料金の水準に関する資料が報告・公表される予定になっている。

※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。予め避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成24年度末時点で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、17,544(NTT東:11,343 NTT西:6,201)台が設置されている。

※2 メタル加入者回線及びMDFに係る費用。

※3 端末回線コストのほか、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用。

※4 当該措置については、接続料規則に規定がないため、申請に当たり、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※5 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

■申請料金：公衆電話発信機能の接続料(3分当たり単価)

	平成 26 年度適用接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価	195.32 円	171.02 円	195.57 円	171.29 円
災害特別損失	+0.47 円	-	+0.50 円	-
調整額	+76.21 円	+57.13 円	+76.34 円	+57.15 円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	272.00 円	228.15 円	272.41 円	228.44 円
特設公衆電話費用※	+7.56 円	+3.24 円	+7.56 円	+3.27 円
適用接続料	279.56 円	231.39 円	279.97 円	231.71 円
括弧内は前年度比	(+23.2%)	(+17.0%)	(+23.4%)	(+17.2%)
前年度からの増減額	+52.67 円	+33.70 円	+53.08 円	+34.02 円

※ 特設公衆電話費用については災害特損を含む

■申請料金：デジタル公衆電話発信機能(3分当たり単価)

	平成 26 年度適用接続料		当初申請接続料	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価	123.68 円	166.57 円	123.88 円	166.81 円
災害特別損失	+0.21 円	-	+0.25 円	-
調整額	+40.82 円	+57.53 円	+40.82 円	+57.56 円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	164.72 円	224.10 円	164.95 円	224.37 円
特設公衆電話費用※1、2	+0.18 円	-	+0.20 円	-
適用接続料	164.90 円	224.10 円	165.15 円	224.37 円
括弧内は前年度比	(+18.2%)	(+19.8%)	(+18.4%)	(+19.9%)
前年度からの増減額	+25.44 円	+37.01 円	+25.69 円	+37.28 円

※1 特設公衆電話費用については災害特損を含む

※2 NTT西日本はデジタル公衆電話と同じ回線を使用する特設公衆電話はH25.3末時点では存在しない

② 特設公衆電話の事前設置の考え方

上記答申では、「NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当。」とされた。

この点についてNTT東西は、特設公衆電話の設置については、原則として、①国民保護法等に基づき指定された避難場所のうち、各市区町村から設置要望があった避難所、②大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設等のうち、地震帰宅困難者対策協議会等からの設置要望があり、かつ、NTT東西との設置協議が調った施設を対象に、施設収容人員100人当たり1台を基本として事前設置(※)を行うこととしている。なお、昨年10月31日に総務大臣に報告を行うとともに、ウェブサイト上で公表している。

※ 平成28年度末の設置見込みはNTT東日本で 24,500 箇所 50,000 台、NTT西日本で 15,000 箇所 34,000 台

(2)大規模災害時の公衆電話通話料の無料化

大規模災害時の公衆電話の通話料については、阪神淡路大震災の際に常設の公衆電話の利用の増加に伴って硬貨収納箱が満杯となり硬貨が使えなくなるなど、利用に支障を来したことを踏まえ、NTT東西は災害等緊急時には必要に応じて常設の公衆電話の通話料を無料とすることとしている。例えば、NTT東日本は、東日本大震災が発生した平成22年度に、市内通信、離島特例通信、県内市外通信について数億円相当分を無料としている。

情報通信審議会答申「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」(平成24年3月1日)において、公衆電話の通話料無料化に係る損失の取扱いについて、「費用負担の在り方について、関係の電気通信事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえ、関係事業者間で協議が進められてきたところ、平成25年12月、①大規模災害時の公衆電話通話料を無料とすることを決定する主体を料金設定事業者とすること(※)、②無料化した通話に係る接続料について事業者間で相互に精算対象外とすることについて合意が行われたことから、本件申請では、必要な規定が接続約款に整備されている。

※利用者料金に関する措置であることから接続約款に規定はない。

4. 回線管理運営費

回線管理運営費については、平成26年度の接続料改定に際して、(1)、(2)の措置が行われている。

なお、接続料原価のうち、利益対応税については、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しされ、平成25年度に終了する前提で再算定されている。

(1)回線管理運営費の平準化

本件申請では、ドライカップ、ラインシェアリング、加入光ファイバ、PHS基地局回線等の回線管理運営費について、機能ごとに設定するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の回線全体でそれぞれ回線管理運営費を設定している。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の機能について管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費が設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されているものであり、平成26年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。なお、回線管理運営費の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

(2)ファイル連携システム開発費の取扱い

接続事業者からNTT東西に対するラインシェアリング等の接続申込みを管理するシステム(DSL受付システム)では、従来、接続事業者とNTT東西との間の情報授受はFAX又は電子メールで行われてきたが、平成24年度に、電子メール等の誤送信を防止しセキュリティを向上することを目的として、接続事業者とNTT東西との間で電子ファイルの授受を可能とするシステム(ファイル連携システム)が追加され運用が開始された。

一方、一部事業者から、当該システムについて「市場が縮退するサービスに係るシステム開発費用としては高額であり、過剰なセキュリティ対策である」等の意見が示され、当該システムが一部で利用されていない状況を踏まえ、本件申請では、当該システムの開発費用※について、次の理由から、回線管理運営費の原価から控除することとしている。

① 市場が縮退するサービスに係るシステムの開発費用としては規模が大きいものであるこ

と

- ② 接続事業者による事前の周知を行わずシステム開発を判断し、周知から運用開始までが短期間であったこと
- ③ 当該システムを利用していない事業者もいること
- ④ ①～③の理由により、結果として最適な開発であったとは言えないこと。
- ⑤ 当該システムのもたらすセキュリティ向上効果に鑑み、全ての事業者において、当該システムの速やかな利用開始が重要であると考えていること

なお、ファイル連携システムの開発費を回線管理運営費の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

※ ファイル連携システムの開発費用 NTT東日本:4.1億円 NTT西日本:3.8億円

■ 申請料金:回線管理運営費(平準化後)

	ラインシェアリング		ドライカップ・加入光ファイバ・PHS基地局回線	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成26年度適用回線管理運営費 (括弧内は当初申請回線管理運営費)	54円 (54円)	54円 (54円)	61円 (61円)	65円 (65円)
調整額 (括弧内は当初申請調整額)	+4円 (+4円)	0円 (0円)	+4円 (+4円)	▲1円 (▲1円)
ファイル連携システム開発費の 控除による影響額 (括弧内は当初申請影響額)	▲2円 (▲2円)	▲3円 (▲3円)	▲2円 (▲2円)	▲3円 (▲3円)

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの回線管理運営費単金(月額)

	ラインシェアリング		ドライカップ		加入光ファイバ		PHS基地局回線	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成26年度適用回線管理運営費 (括弧内は当初申請回線管理運営費)	51円 (51円)	51円 (51円)	41円 (41円)	40円 (40円)	125円 (125円)	179円 (179円)	63円 (63円)	43円 (43円)
調整額 (括弧内は当初申請調整額)	+4円 (+4円)	0円 (0円)	+4円 (+4円)	▲1円 (▲1円)	+4円 (+4円)	▲1円 (▲1円)	+3円 (+3円)	▲1円 (▲1円)
ファイル連携システム開発費の 控除による影響額 (括弧内は当初申請影響額)	▲2円 (▲2円)	▲3円 (▲3円)	▲2円 (▲2円)	▲3円 (▲3円)	▲1円 (▲1円)	▲1円 (▲1円)	▲1円 (▲1円)	▲1円 (▲1円)

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

区分		単位 (月額)	平成26年度適用接続料 (括弧内は調整前)※4			当初申請接続料 (括弧内は調整前)	
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
			特損算入後	特損算入前			
一般帯域透過端末伝送機能 〔ドライカッパ〕 ※1,2	回線管理運営費	1回線ごと	61円 (57円)	61円 (57円)	65円 (66円)	61円 (57円)	65円 (66円)
	回線部分	1回線ごと	1,267円 (1,226円)	1,178円 (1,212円)	1,304円 (1,279円)	1,275円 (1,230円)	1,310円 (1,282円)
特別帯域透過端末伝送機能 〔FTTR〕※1,2		1回線ごと	708円 (765円)	675円 (763円)	817円 (876円)	712円 (767円)	821円 (878円)
帯域分割端末伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線管理運営費	1回線ごと	54円 (50円)	54円 (50円)	54円 (54円)	54円 (50円)	54円 (54円)
	MDF部分	1回線ごと	40円 (37円)	40円 (37円)	34円 (34円)	40円 (37円)	34円 (34円)
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※3	1Gb/s	1装置ごと	1,698円 (2,071円)	1,671円 (2,058円)	1,285円 (1,829円)	1,704円 (2,078円)	1,289円 (1,833円)
通信路設定伝送機能を 組み合わせられるもの ※1,2	2線式のもの	1回線ごと	1,201円 (1,178円)	1,132円 (1,164円)	1,267円 (1,233円)	1,209円 (1,182円)	1,273円 (1,237円)
【参考】 光信号分岐端末回線の 加算料 ※1,4	キャビネットボックス を設置する場合	1回線ごと	274円 (305円)	272円 (304円)	306円 (339円)	275円 (306円)	306円 (339円)
	光屋内配線と一体として 利用する場合	1回線ごと	271円 (300円)	269円 (299円)	303円 (334円)	272円 (301円)	303円 (335円)
光屋内配線を利用する場合の加算額 ※2		1回線ごと	185円 (188円)	183円 (187円)	179円 (184円)	185円 (188円)	179円 (184円)

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 調整前及び特損算入前の金額については施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和措置前の金額

※3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※4 平成26年度の光信号端末回線伝送機能等の設定を行うため別途接続約款の変更申請が行われている。

(2) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成26年度適用接続料(括弧内は調整前)		当初申請接続料 (括弧内は調整前)
		特損算入後	特損算入前	
優先接続機能	1通信ごとに	0.0375円 (0.0283円)	0.0375円 (0.0283円)	0.0376円 (0.0283円)
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	9,500,000円 (9,500,000円)	9,500,000円 (9,500,000円)	9,500,000円 (9,500,000円)

(3) 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位 (月額)	平成26年度適用接続料 (括弧内は調整前)			当初申請接続料 (括弧内は調整前)	
				NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
				特損算入後	特損算入前			
光信号電気信号変換機能 〔メディアコンバータ〕※	100Mb/s	非集線型 <IMCタイプ>	1回線ごと	264円 (322円)	260円 (320円)	76円 (263円)	265円 (323円)	76円 (263円)
	1Gb/s		1回線ごと	605円 (905円)	595円 (900円)	761円 (772円)	608円 (908円)	761円 (772円)
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕※	局内4分岐のもの		1回線ごと	167円 (335円)	163円 (333円)	202円 (362円)	169円 (337円)	203円 (363円)

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(4) 中継伝送機能

区分	単位(月額)	平成26年度適用接続料 (括弧内は調整前)			当初申請接続料 (括弧内は調整前)	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	0.760円 (0.859円)	0.722円 (0.840円)	0.771円 (0.919円)	0.764円 (0.863円)	0.775円 (0.923円)

(5) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分	単位 (月額)	平成26年度適用接続料 (括弧内は調整前)			当初申請接続料 (括弧内は調整前)		
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
		特損算入後	特損算入前				
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕	LANインタフェース 100Mbit/s	1ポートごと	—	—	137,606円 (175,439円)	—	137,889円 (175,722円)
	ATMインタフェース	1ポートごと	135,881円 (144,614円)	134,653円 (144,000円)	136,651円 (145,920円)	136,188円 (144,921円)	136,899円 (146,167円)

(6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成26年度適用接続料 (括弧内は調整前)			当初申請接続料 (括弧内は調整前)				
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本			
		特損算入後	特損算入前						
通信路設定伝送機能	一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一MA内の場合	1回線ごと	6,583円 (6,195円)	6,495円 (6,151円)	6,013円 (5,492円)	6,599円 (6,210円)	6,027円 (5,504円)
			上記以外の場合	1回線ごと	7,457円 (6,972円)	7,357円 (6,923円)	6,828円 (6,182円)	7,476円 (6,989円)	6,850円 (6,197円)
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	110円 (110円)	110円 (110円)	50円 (60円)	110円 (110円)	60円 (60円)
	高速デジタル伝送 に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉 ※	64kb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	6,222円 (5,860円)	6,139円 (5,818円)	5,687円 (5,202円)	6,238円 (5,874円)	5,700円 (5,212円)
			上記以外の場合	1回線ごと	7,045円 (6,591円)	6,950円 (6,544円)	6,457円 (5,855円)	7,063円 (6,607円)	6,478円 (5,867円)
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	100円 (100円)	100円 (100円)	50円 (60円)	100円 (100円)	60円 (60円)
	ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	50,545円 (43,089円)	49,562円 (42,586円)	39,984円 (35,299円)	50,722円 (43,218円)	40,111円 (35,401円)
			上記以外の場合	1回線ごと	70,297円 (60,633円)	69,026円 (60,010円)	58,464円 (50,971円)	70,522円 (60,810円)	58,783円 (51,121円)
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	2,400円 (2,400円)	2,400円 (2,400円)	1,200円 (1,440円)	2,400円 (2,400円)	1,440円 (1,440円)
	ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	184,432円 (144,322円)	183,064円 (143,621円)	68,007円 (70,946円)	184,709円 (144,585円)	68,146円 (71,069円)
			上記以外の場合	1回線ごと	197,516円 (154,146円)	195,957円 (153,350円)	76,642円 (78,437円)	197,825円 (154,441円)	76,797円 (78,576円)
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと	950円 (950円)	950円 (950円)	480円 (640円)	950円 (950円)	480円 (640円)

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(7) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成26年度適用接続料 (括弧内は調整前)			当初申請接続料 (括弧内は調整前)		
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
		特損算入後	特損算入前				
データ伝送機能 〔メガデータネット〕	500kb/s 〈クラス1〉	1回線ごと	26,404円 (21,408円)	26,036円 (21,224円)	12,723円 (13,035円)	26,452円 (21,456円)	12,763円 (13,083円)
	6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉	1回線ごと	150,794円 (122,204円)	148,670円 (121,141円)	71,048円 (73,023円)	151,071円 (122,480円)	71,277円 (73,298円)
	10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉	1回線ごと	231,528円 (187,623円)	228,264円 (185,990円)	107,232円 (110,239円)	231,953円 (188,048円)	107,578円 (110,655円)

(8) 番号案内機能等

区分		単位	平成26年度適用接続料 (括弧内は調整前)			当初申請接続料 (括弧内は調整前)		
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
			特損算入後	特損算入前				
番号案内 サービス 接続機能	中継交換機等接続	1案内ごと	121円 (101円)	121円 (101円)	103円 (89円)	121円 (101円)	103円 (89円)	
	端末回線 線端等接続	加入電話から 発信する場合	1案内ごと	125円 (104円)	125円 (104円)	106円 (92円)	125円 (104円)	106円 (92円)
		ひかり電話から 発信する場合	1案内ごと	123円 (103円)	123円 (102円)	—	123円 (103円)	—
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	—	5.41円 (5.56円)	—	5.41円 (5.56円)	
番号情報 データベース 利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	—	—	0.11円 (3.95円)	—	0.11円 (3.95円)	
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	—	—	5.53円 (5.66円)	—	5.53円 (5.66円)	
番号案内先への通信実現機能		1通信ごと	46円 (60円)	46円 (60円)	17円 (40円)	46円 (60円)	17円 (40円)	

(9) 公衆電話機能

区分		単位	平成26年度適用接続料 (括弧内は調整前)			当初申請接続料 (括弧内は調整前)	
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
			特損算入後	特損算入前			
公衆電話発信機能		1秒ごと	1.5531円 (1.1288円)	1.4985円 (1.0851円)	1.2855円 (0.9680円)	1.5554円 (1.1304円)	1.2873円 (0.9695円)
デジタル公衆電話発信機能		1秒ごと	0.9161円 (0.6893円)	0.9090円 (0.6871円)	1.2450円 (0.9254円)	0.9175円 (0.6904円)	1.2465円 (0.9267円)

※ 調整前及び特損算入前の金額については施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和措置前の金額

工事費・手続費及びコロケーション料金等

NTT東西は、電気通信事業法第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則第23条の4で定める事項(工事費、手続費及びコロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務づけられている

1. 工事費・手続費の改定(主なもの)

平成26年度の工事費・手続費(※)については、年齢構成の変化等により労務費等が低減し、作業単金が低減したため、前年度に比べて微減となっている。

なお、原価のうち、利益対応税については、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しされ、平成25年度に終了する前提で再算定されている。

※工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている。

(1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	平成26年度適用単金			当初申請単金	
	NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	特損算入後	特損算入前			
平日昼間・一人当たり・1時間ごとに	6,168円	6,165円	6,099円	6,168円	6,099円
平日夜間・一人当たり・1時間ごとに	7,110円	7,107円	7,023円	7,111円	7,023円
平日深夜・一人当たり・1時間ごとに	8,189円	8,185円	8,078円	8,190円	8,079円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごとに	7,381円	7,378円	7,286円	7,381円	7,286円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごとに	8,458円	8,454円	8,342円	8,459円	8,343円

(2) 光屋内配線に係る工事費の改定

区分	単位	平成26年度適用料金			当初申請料金		
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
		特損算入後	特損算入前				
光屋内配線工事費 ※1	光屋内配線を新設する場合	1工事ごとに	17,821円	17,814円	17,646円	17,822円	17,647円
	既設光屋内配線を転用する場合 ※2	1工事ごとに	9,327円	9,322円	8,883円	9,327円	8,883円

※1 工事の適用時間帯：平日昼間の場合。

※2 光コンセントを新設する場合であって、ONUの撤去に併せて既設光屋内配線工事を行う場合。

2. 料金回収手続費等

NTT東西が接続事業者の利用者料金の請求及び回収等を行う場合の手続費(※)(以下「料金回収手続費等」という。)については、平成25年度までは実績原価方式により算定されてきたが、平成24年7月にNTTグループの料金業務の一元化施策の一環として、NTT東西からNTTファイナンス株式会社へ料金債権が譲渡されたことに伴い、同社において料金請求・料金収納等に係るシステムの開発が行われた結果、当該システムの開発費用等の影響により、NTT東西がNTTファイナンス株式会社へ支払う手数料を含む料金回収手続費等の原価が前

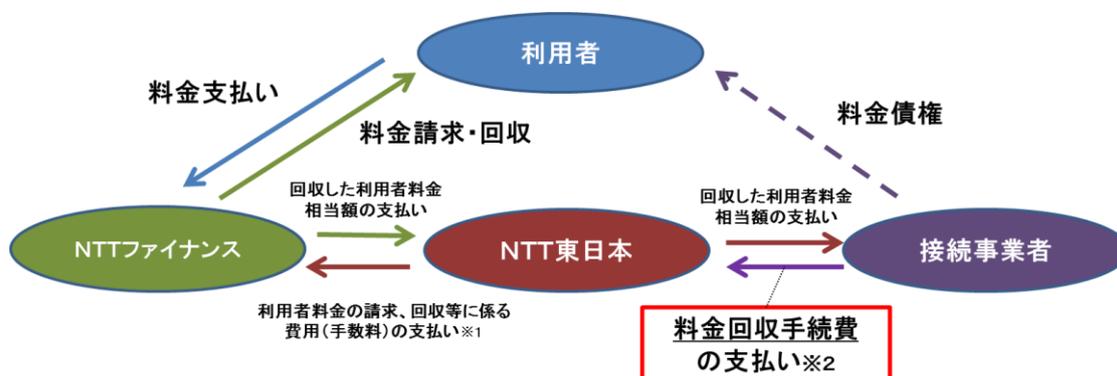
年度に比べ上昇することとなった。

※ NTT東西が料金の請求及び回収等を行う場合の手続費は具体的に以下の手続費が挙げられる

料金回収手続費：接続事業者が設定した利用者料金の通信ごとのデータ蓄積～回収をNTT東西が行う場合の手続費

債権譲受手続費：接続事業者が行うこととされている利用者料金の通信ごとのデータ蓄積～収納について、接続事業者から債権をNTT東西に譲渡したうえで、NTT東西が行う場合の手続費

料金請求回収代行手続費：接続事業者が行うこととされている利用者料金の請求～回収をNTT東西が代行する場合の手続費



※1 システム改修に係る費用も手数料に反映

※2 NTT東西からNTTファイナンスに支払われる手数料の他、NTT東西にて行われる業務(通信データごとのデータ蓄積・料金計算等)に係る費用も手続費原価に算入

【参考】料金回収手続費の原価

	NTT東日本(括弧内は当初申請原価)			NTT西日本(括弧内は当初申請原価)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
手続費原価	526億円 (526億円)	449億円	+77億円 (+77億円)	545億円 (545億円)	463億円	+82億円 (+82億円)
システム関連費用	108億円 (108億円)	75億円	+33億円 (+33億円)	95億円 (95億円)	55億円	+39億円 (+39億円)
その他※	418億円 (418億円)	374億円	+44億円 (+44億円)	450億円 (450億円)	407億円	+43億円 (+43億円)

※ その他の増加分は主に金融機関に支払う振込手数料の上昇による増加

このため、料金回収手続費等について、平成26年度改定においても、従前と同様に前々年度の費用及び需要に基づき設定する場合、システム開発等に伴う原価の上昇の影響により、前年度に比べ料金回収手続費等が急激に上昇が見込まれている。

本件申請では、料金回収手続費等の急激な変動を緩和するため、平成26年度から平成30年度までの5年間について、各年度ごとの需要と費用を予測する将来原価方式を用いて料金回収手続費等が設定されている。平成26年度から平成30年度までの料金額は、料金業務の一元化等による効率化率を加味して算定されており、平成24年度実績に基づき算定した場合に比べ、概ね低廉な料金となっている。

なお、原価のうち、利益対応税については、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しされ、平成25年度に終了する前提で再算定されている。

【NTT東日本】

	区分※1	単位	平成26年度 ～平成30年度料金額	当初申請	
料金回収 手続費	請求～回収をNTT東日本が行う場合※2	1内訳項目ごと	26.12円	26.12円	
		月額※3	0.17%	0.17%	
	通信ごとのデータ蓄積 ～請求～回収をNTT東 日本が行う場合※2	電話利用者料金が対象	月額※3	5.6%	5.6%
			ひかり電話利用者料金が対象	1通信ごと	0.08円
		1内訳項目ごと		28.12円	28.12円
			月額※3	0.17%	0.17%
債権譲受 手続費	請求～回収をNTT東日本が行う場合※2	1内訳項目ごと	26.12円	26.12円	
	通信ごとのデータ蓄積～請求～回収をNTT東日本 が行う場合	月額※3	0.17%	0.17%	
		月額※3	5.6%	5.6%	
代行手続費	料金を請求回収 電話の利用者に料金請求を行う場合	1内訳項目ごと	39.76円	39.76円	

※1 業務内容は主に①通信ごとのデータ蓄積②料金計算③請求金額確定④請求⑤収納⑥回収に分かれている。

※2 それぞれの欄の料金額を組み合わせた額を手続費とする

※3 NTT東日本が請求する利用者料金額に、料金額欄に記載された係数を乗じた額を手続費とする

【NTT西日本】

	区分※1	単位	平成26年度 ～平成30年度料金額	当初申請	
料金回収 手続費	請求～回収をNTT西日本が行う場合※2	1内訳項目ごと	27.84円	27.84円	
		月額※3	0.27%	0.27%	
	通信ごとのデータ蓄積 ～請求～回収をNTT西 日本が行う場合※2	電話利用者料金が対象	月額※3	5.7%	5.7%
			ひかり電話利用者料金が対象	1通信ごと	0.09円
		1内訳項目ごと		29.33円	29.33円
			月額※3	0.27%	0.27%
債権譲受 手続費	請求～回収をNTT西日本が行う場合※2	1内訳項目ごと	27.84円	27.84円	
	通信ごとのデータ蓄積～請求～回収をNTT西日本 が行う場合	月額※3	0.27%	0.27%	
		月額※3	5.7%	5.7%	
代行手続費	料金を請求回収 電話の利用者に料金請求を行う場合	1内訳項目ごと	39.63円	39.63円	

※1 業務内容は主に①通信ごとのデータ蓄積②料金計算③請求金額確定④請求⑤収納⑥回収に分かれている。

※2 それぞれの欄の料金額を組み合わせた額を手続費とする

※3 NTT西日本が請求する利用者料金額に、料金額欄に記載された係数を乗じた額を手続費とする

3. 接続工事等の時刻指定に係る手続費

接続約款では、光信号端末回線(加入ダークファイバ)に係る接続工事等について、工事等を行う時刻を接続事業者が指定する際の手続費や工事費が設定されている。

本件申請では、一部事業者からの要望を踏まえ、接続工事等を行う時刻について、現行の接続約款で規定されている時間帯(平日昼間)以外の時間帯も指定することを可能とするとともに、当該指定に係る手続費や工事費が設定されている。また、その他端末回線(専用線の

アクセス回線のうち光ファイバに係るもの及びメガデータネットのアクセス回線に限る。)に係る接続工事等についても、接続工事等を行う時刻を接続事業者が指定することができるよう、接続約款の規定整備が行われている。

なお、原価のうち、利益対応税については、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しされ、平成25年度に終了する前提で再算定されている。

(1) 手数料

	平日昼間 (8:30~17:00)	平日夜間 (5:00~8:30、 17:00~22:00)	平日深夜 (0:00~5:00 22:00~24:00)	土日祝日 昼間 (8:30~17:00)	土日祝日 夜間 (5:00~8:30、 17:00~22:00)	土日祝日 深夜 (0:00~5:00 22:00~24:00)
NTT東日本	7,883 円 (7,883 円)	13,815 円 (13,817 円)	21,840 円 (21,843 円)	9,433 円 (9,433 円)	14,341 円 (14,341 円)	22,557 円 (22,560 円)
NTT西日本	6,788 円 (6,788 円)	16,300 円 (16,300 円)	26,924 円 (26,927 円)	8,109 円 (8,109 円)	16,911 円 (16,911 円)	27,804 円 (27,807 円)

※括弧内の数値は当初申請におけるもの

※下線は今回新たに設定した手数料

※手数料は、指定された時刻から作業を開始するための事前の準備時間に、再出社・再帰宅に要する時間を加えた(夜間及び深夜の時間帯の手続費の算定に限る)時間に、本件申請で申請されている作業単金を乗じて算定。

※なお、本手数料の算定に係る作業時間については、実績を把握の上、見直しを実施する。

(2) 工事費(主なもの)

【NTT東日本】

	平日昼間 (9:00~16:00)	平日夜間 (6:00~8:00、 17:00~21:00)	平日深夜 (22:00~5:00)	土日祝日 昼間 (9:00~16:00)	土日祝日 夜間 (6:00~8:00、 17:00~21:00)	土日祝日 深夜 (22:00~5:00)
光屋内配線を設置する場合	17,821 円 (17,822 円)	20,145 円 (20,149 円)	22,807 円 (22,811 円)	20,814 円 (20,815 円)	20,814 円 (20,815 円)	23,471 円 (23,474 円)
光屋内配線工事費	既に設置されたNTT東日本の光屋内配線を転用する場合	10,625 円 (10,625 円)	11,520 円 (11,520 円)	12,545 円 (12,546 円)	11,777 円 (11,777 円)	12,800 円 (12,801 円)
	新たに光コンセントを利用する場合	9,327 円 (9,327 円)	10,064 円 (10,065 円)	10,909 円 (10,910 円)	10,276 円 (10,276 円)	11,120 円 (11,120 円)
光信号分岐端末回線接続工事費	4,307 円 (4,307 円)	4,906 円 (4,906 円)	5,590 円 (5,590 円)	5,078 円 (5,078 円)	5,078 円 (5,078 円)	5,761 円 (5,761 円)
光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	1,575 円 (1,575 円)	1,677 円 (1,677 円)	1,794 円 (1,794 円)	1,706 円 (1,706 円)	1,706 円 (1,706 円)	1,823 円 (1,823 円)
光信号分岐端末回線設置等加算工事費	-	1,115 円 (1,115 円)	2,386 円 (2,386 円)	1,433 円 (1,433 円)	1,433 円 (1,433 円)	2,704 円 (2,704 円)

※括弧内の数値は当初申請におけるもの

※光屋内配線工事費は現在接続約款に規定されている本工事費(平日昼間)の算定に用いられている作業時間に、本件申請で申請されている作業単金を乗じて算定。

※ 光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費は工事実費に基づき算定

※下線は今回新たに設定した工事費

【NTT西日本】

		平日昼間 (8:00~17:00)	平日夜間 (5:00~8:00、 17:00~22:00)	平日深夜 (22:00~5:00)	土日祝日 昼間 (8:00~17:00)	土日祝日 夜間 (5:00~8:00、 17:00~22:00)	土日祝日 深夜 (22:00~5:00)	
光 屋 内 配 線 工 事 費	屋内配線を設置する場合	17,646 円 (17,647 円)	19,926 円 (19,927 円)	22,528 円 (22,532 円)	20,575 円 (20,576 円)	20,575 円 (20,576 円)	23,180 円 (23,183 円)	
	既に設置され たNTT西日本 の光屋内配線 を転用する場 合※	既設の光コン セントを利用 する場合	10,070 円 (10,070 円)	10,948 円 (10,948 円)	11,950 円 (11,951 円)	11,198 円 (11,198 円)	11,198 円 (11,198 円)	12,201 円 (12,202 円)
		新たに光コン セントを利用 する場合	10,920 円 (10,920 円)	11,952 円 (11,952 円)	13,130 円 (13,131 円)	12,245 円 (12,245 円)	12,245 円 (12,245 円)	13,425 円 (13,426 円)
光信号分岐端末回線接続工事費		4,322 円 (4,322 円)	4,862 円 (4,862 円)	5,479 円 (5,479 円)	5,017 円 (5,017 円)	5,017 円 (5,017 円)	5,633 円 (5,633 円)	
光信号分岐端末回線収容キャビネット 等設置工事費		1,445 円 (1,445 円)	1,534 円 (1,534 円)	1,635 円 (1,635 円)	1,559 円 (1,559 円)	1,559 円 (1,559 円)	1,660 円 (1,660 円)	
光信号分岐端末回線設置等加算工事 費		-	1,016 円 (1,016 円)	2,177 円 (2,177 円)	1,307 円 (1,307 円)	1,307 円 (1,307 円)	2,466 円 (2,466 円)	

※括弧内の数値は当初申請におけるもの

※光屋内配線工事費は現在接続約款に規定されている本工事費(平日昼間)の算定に用いられている作業時間に、本件申請で申請されている作業単金を乗じて算定。

※ 光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費は工事実費に基づき算定

※NTT西日本のONU撤去とは別に光屋内配線工事を行う場合

※下線は今回新たに設定した工事費

【参考】主な工事費・手続費等

1. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位	平成26年度適用平均料金 (括弧内は調整前)			当初申請料金 (括弧内は調整前)	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
管路	年額/条・m	212円 (221円)	197円 (213円)	163円 (188円)	213円 (222円)	164円 (189円)
とう道	年額/m	42,155円 (43,552円)	39,141円 (41,910円)	34,002円 (39,028円)	42,281円 (43,678円)	34,104円 (39,130円)
土地	年額/m ²	1,017円 (1,097円)	1,017円 (1,097円)	749円 (734円)	1,022円 (1,102円)	753円 (737円)
建物	年額/m ²	34,319円 (33,704円)	34,155円 (33,622円)	22,604円 (21,872円)	34,358円 (33,743円)	22,623円 (21,890円)

(2) 電柱使用料の改定

区分	単位	平成26年度適用料金 (括弧内は調整前)			当初申請料金 (括弧内は調整前)	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
電柱使用料	年額/1使用箇所	745円 (833円)	734円 (823円)	747円 (824円)	748円 (836円)	749円 (826円)

2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握出来ない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)したうえで、設備管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額＝物品費＋取付費(物品費×取付費比率)＋諸掛費((物品費＋取付費)×諸掛費比率)
 ＋共通割掛費((物品費＋取付費＋諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費＝保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)
 ＋減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(1) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		平成 26 年度適用値			平成 25 年度適用値	
		NTT 東日本		NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
		特損算入後	特損算入前			
取付費比率 ※	交換機械設備	-	0.258	0.301	0.261	0.312
	電力設備	-	0.871	0.873	0.855	0.931
	伝送機械設備	-	0.156	0.235	0.159	0.196
	無線機械設備	-	0.064	0.168	0.174	0.306
諸掛費比率 ※	土地及び通信用建物	-	0.073	0.082	0.105	0.061
	土地及び通信用建物以外	-	0.006	0.004	0.005	0.004
共通割掛費比率 ※		-	0.068	0.044	0.052	0.047

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

※ 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率の算定においては復興特別法人税率は用いられていないことから「所得税法等の一部を改正する法律」の成立による影響はない。

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 26 年度適用値			平成 25 年度適用値	
		NTT 東日本		NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
		特損算入後	特損算入前			
設備管理運営費比率 ※	端末回線伝送機能	0.039	0.038	0.038	0.043	0.042
	端末系交換機能	0.051	0.050	0.045	0.049	0.045
	中継系交換機能	0.055	0.055	0.044	0.058	0.051
	中継伝送機能	0.036	0.035	0.035	0.036	0.038
	通信料対応設備合計	0.049	0.048	0.044	0.048	0.044
	データ系設備合計	0.101	0.101	0.083	0.099	0.083

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

※ 年額料金の算定に係る比率の算定においては復興特別法人税率は用いられていないことから「所得税法等の一部を改正する法律」の成立による影響はない。

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 26 年度適用値			平成 25 年度適用値	
		NTT 東日本		NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
		特損算入後	特損算入前			
取付費比率 ※	受電設備	-	1.308	1.095	1.362	1.150
	発電設備	-	0.677	0.677	0.590	0.798
	電源設備及び蓄電池設備	-	0.904	0.871	0.864	0.937
	空気調整設備	-	1.610	1.980	1.615	1.957
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.047	0.047	0.038	0.051	0.039

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はないもの。

※ 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率の算定においては復興特別法人税率は用いられていないことから「所得税法等の一部を改正する法律」の成立による影響はない。